

入札監理小委員会における審議結果報告

建設関連業等の動態調査事業

国土交通省の建設関連業等の動態調査業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 25 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 3 年間を契約期間として、民間競争入札による事業を実施することとされている。これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主要な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. サービスの質について

【論点】

○前回の実施要項では調査客体全体で調査票の目標回収率を設定していたが、今回の実施要項では業種別に目標回収率を設定したのはどうか。

【対応】

○目標回収率については、統計精度の質の観点から業種別に目標回収率を設定することとし、平成 22 年 4 月から平成 24 年度直近までの業種ごとの平均回収率を基本として、各月ごとの回収のばらつきを考慮に入れ設定したことを確認した。（実施要項 5 頁、18 頁）

2. パブリックコメントへの対応について

【論点】

○調査対象者からの意見・苦情等の件数・内容等を報告様式に明記されたい。

【対応】

○提案のとおり、意見・苦情等の件数・内容等を報告様式に明記した。（実施要項 10 頁）

3. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

- ① 国土交通省が事業の進捗状況を把握し、適時、適切な助言を与えること。
- ② 企画書に具体的な督促方法を求めること。
- ③ 調査対象者の負担軽減として調査票の記入例を提示すること。

【対応】

- ① 確保されるべき質が達成されない恐れがある場合、国土交通省に速やかに報告することを明記した。（実施要項 5 頁）
- ② 企画書に具体的な督促方法を記載することを明記した。（実施要項 3 頁）
- ③ 国土交通省から貸与物件として調査票の記入例を追加した。（実施要項 2 頁）